

契約理由書

1. 業務件名 令和7年度宮崎管内河川管理施設監理検討業務
2. 履行場所 宮崎河川国道事務所管内
3. 契約の相手方 住 所：宮崎市花ヶ島町大原 2361 番地 1
会社名：株式会社 共同技術コンサルタント
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由
 - 1) 当該業務の目的
本業務は大淀川・小丸川水系河川巡視業務の治水に関する日常点検や堤防等点検業務の着手前から点検時の留意点等に関して確認及び指導・助言を行い、点検実施後の評価内容の再評価を行う業務である。
 - 2) 業務の内容

1. 計画準備	一式
2. 河川の状態把握	一式
3. 点検結果の再評価	一式
4. 点検説明資料作成	一式
5. 河川維持管理小委員会資料（案）の作成	一式
6. 対策工法と優先順位の検討	一式
7. 報告書作成	一式
 - 3) 契約に付する理由
本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。
参加可能業者が最低114者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を21者が入手（ダウンロード）し、1者から参加表明書が提出され、1者が参加資格を有していた。
参加資格を有する参加表明書提出者のうち1者を技術提案書の提出者として選定し、1者から技術提案書が提出された。
建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。
「実施方針・実施フロー、工程表、その他」のその他において有益な代替案及び重要事項の指摘について記載されていること、及び特定テーマの「大淀川・小丸川において河川管理施設の点検評価を実施する上での留意点」に対する技術提案において実現性について、優れた提案が行われていたものである。
よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方業者と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)
宮崎河川国道事務所 河川管理課長